

令和7年度第1回始良市子ども・子育て会議での 質疑に対する回答（事務局として意見）について

子ども・子育て会議での質疑に対して、会議中にお答えできなかった回答（事務局としての意見）を別紙にまとめましたので、ご確認ください。

質問者：駒倉委員、堀委員

令和7年度第1回始良市子ども・子育て会議での
質疑に対する回答（事務局として意見）について

質問者	駒倉 委員
質疑内容	議事資料1の10ページ⑨「障害児保育事業」、11ページ⑩文中の「政令で規定する精神または身体に障害のある20歳未満の…手当」とあるが、障害の“害”はひらがな表記が良いのではないか。
回答 （事務局としての意見）	第3期始良市子ども・子育て支援事業計画の文中においても“障害”と“障がい”が混在しておりますが、事業名や法令名であるものについては漢字表記としています。 10ページの「障害児保育事業」も事業名であるため、資料中では漢字表記としています。 但し、11ページの文中の“障害”表記については、手当の概要についての説明文であるため、「障がい」表記に訂正いたします。

令和7年度第1回始良市子ども・子育て会議での
質疑に対する回答（事務局として意見）について

質問者	堀 委員
質疑内容	議事2の保育所の利用定員（内訳）の変更についてであるが、地域枠は、全体の利用定員の50%以内に設定する必要があると記憶している。50%以上に設定するための緩和措置もあったと記憶しているが、今回はその過程を経た変更という理解で良いか。
回答（事務局としての意見）	今回の対象施設であるアゼリア幼稚舎は、事業所内保育事業に該当し、この事業の利用定員の設定は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の第42条に示されています。この基準では事業者内保育事業を行う場合に、地域枠を設ける必要があることを示していますが、地域枠を利用定員の50%以内にするとは示されていませんでした。この基準を踏まえて、市町村が利用定員の設定について別に定める必要があるため、始良市では、始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めており、市条例の第42条では利用定員数に応じて設けるべき地域枠の定員数の下限を定めています。今回の変更の結果、地域枠の定員数の下限である5名を超えていること、地域枠の拡充により第3期始良市子ども・子育て支援事業計画の中で定員の拡充を必要としている区分を補足できることから、問題は無いと考えています。以上のことから、堀委員より質問のあった内容に則した変更ではないことを回答いたします。 また、今回の事業所内保育事業に類似した事業として企業主導型保育事業があり、この事業に則した施設も利用定員の中に従業員枠と地域枠を設定します。この事業の補助金実施要綱内に、地域枠は施設の利用定員の50%以内とする内容を確認できたことを併せて報告します。 今回の会議の質疑応答での説明の際に、始良市の条例では利用定員数に応じて従業員枠の下限があると説明しましたが、正しくは、従業員枠の下限ではなく、地域枠の下限であることを訂正し、お詫び申し上げます。
参考	地域枠：保育を必要とする地域の子どもの対象とした枠 従業員枠：雇用する従業員の子どもの受け入れる枠

堀委員への質疑に対する回答に関連する条例等について

◆家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

平成26年4月30日号外厚生労働省令第61号

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

◆始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

◆児童福祉法〔昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号〕

(事業)

第 6 条の 3

①～⑪省略

⑫ この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

1 保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として内閣府令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

2 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑬～⑳ 省略

◆企業主導型保育事業費補助金実施要綱

2. 事業の内容

(1) 利用定員

① 事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。

ア 従業員枠

a 自社従業員枠

事業実施者に雇用されている者の監護する児童

b 共同利用枠

事業実施者と連携した企業（4.（2）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童

イ 地域枠

ア以外の児童（施設の利用定員の50%以内。）

(2) 以降、省略